

○猪名川上流広域ごみ処理施設組合会計  
年度任用職員の給与等に関する条例施  
行規則

（令和2年3月31日）  
規則第48号

猪名川上流広域ごみ処理施設組合会計年度任用職員の給与等については、猪名川上流広域ごみ処理施設組合会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和2年猪名川上流広域ごみ処理施設組合条例第44号）で定めるもののほか川西市会計年度任用職員の給与等に関する条例施行規則（令和2年川西市規則第20号）の規定を準用し、支給するものとする。

付 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。